

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年11月8日（令和3年（行個）諮問第192号）

答申日：令和4年12月8日（令和4年度（行個）答申第5150号）

事件名：本人が受験した職業相談員選考に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が特定年月日に受験した特定公共職業安定所（以下「特定所」という。）の職業相談員選考に関しての評価の開示請求（筆記試験問題及び面接評価）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年7月14日付け滋労発安0714第1号により滋賀労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

少なくとも私自身の面接結果、筆記試験、等の結果、評価については、開示されるべきである。

今回の審査請求の目的は、職業相談員業務の募集に関しての資質、経験があり、筆記試験の結果も悪くないと思うのに、ただ、面接官の向かって左端のaという人の面接態度が欠伸をしていた等で、正しい評価がされていないと思い請求に至った。

(2) 意見書

ア 趣旨

特定年月日に特定所で実施された会計年度職員選考試験受験後、令和3年6月15日付けに滋賀労働局長に対し、私自身の選考評価の開示を求めたことに対して回答があった。そのことに対して意見を述べ、私自身が選考試験に受験したものであるため、黒塗りのマスキングで

なく開示されるべきと考えます。

イ 原処分の行政文書開示決定通知書に対して

不開示とした理由において、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすためとあるが、開示することで支障をきたすのでしょうか。円滑な人事とは、優秀な人材でなく、自分の好み優先でハイハイと従順に従ってくれる人を選ぶと円滑になるということではなかろうか。開示しないことが何故公正な評価につながるというのであろうか。

後日聞いた面接官は、特定所の所長と特定職名 b と a の 3 人。選考（第 1 号証。略）は、朝一番（8：45～）にあり受験者は 10 人位だったと思うが、面接も 1 番目であったためか、その中の a は、面接時に欠伸をしていた。

そんな欠伸をする態度で公平・公正な態度で評価されたとは、到底思えない。私が発言しているにもかかわらず素知らぬ態度で発言し難かったが、気にせず淡々と臨んだ。筆記試験問題についても必要な知識は勉強したつもりで、私自身悪くもなかったと思う。不思議でならないので少なくとも私自身の選考結果の評価については開示されるべきではなかろうか。

滋賀労働局回答の開示対象文書（特定文書番号 A には氏名の明記もなく、真っ黒にマスクング）（特定文書番号 B は氏名明記有るが真っ黒にマスクング）には、到底納得いかず、今や所長と特定職名 b は、今年度から異動になられ、a だけが特定所にいることについて、勤務中に欠伸をするという不謹慎であったことどう思っているのでしょうか。また、指導はされたのであろうか。

ウ 補充理由説明書（下記第 3）について

不開示の理由について都合よい理屈を述べているにすぎず、合格基準が決めてあることを聞いているわけでもなく、開示した場合応募者との無用な摩擦をさけるためとあるが、どう無用な摩擦になるというのだろうか。言わない方が、摩擦になっているのではないのか。また、不信感が増すばかりであり、開かれた行政になりつつある現代において、思考が偏っていると思わざるを得ない。

憲法学上、国民主権の理念を背景に、憲法 21 条に根拠付けて主張しているだけである。他人の評価を知りたいと言っているわけではなく、自分自身が受けた結果に対してどんな評価がなされていたのかを知り、平等で公平な評価をされていたのかを理解するためであります。（前もって特定の性の人を採用されるような印象を抱いたからでもありませんが）

エ その他について

（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による修正は、原処分において不開示とされたにもかかわらず、理由説明書において不開示情報該当性の説明がなされていなかった部分について、説明を追加するものであり、下記3（2）イにおいて下線部で示している。）。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年6月15日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年8月10日付けで本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示とする根拠条項を追加した上で、原処分を維持することが妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象個人情報の特定について

処分庁は、該当する採用選考の「選考結果一覧」及び審査請求人の「筆記試験」「質問項目・評価表」を本件対象保有個人情報として特定した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号について

選考結果一覧に係る審査請求人以外の情報については、特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハマでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書き及び同号ニについて

(ア) 「選考結果一覧」に係る審査請求人自身の面接結果、面接結果欄の欄名の不開示部分及び「質問項目・評価表」の評価、回答（メモ）、総合計欄、総合計欄の左横の不開示部分については、非常勤職員の採用面接における面接官の応募者に対する評価及び評価に係るコメント、また当該評価に係る合格基準が具体的に記載されており、これらを開示した場合、応募者との無用な摩擦をさけるため、率直な記載を躊躇するなどにより、公正な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがあり、また、応募者の態様を適正に把握しその能力・適性に応じた雇用管理を行うことが困難になり、特定所における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、当該部分は法14条7号柱書き及び同号

ニに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 「質問項目・評価表」の質問事項欄については、評定項目が開示されているため、質問事項欄を開示することにより、これと関連して非常勤職員の採用に当たっての評価方法の一端が明らかとなり、これが広く流布した場合、被面接者に対し無用の混乱を生じさせ、また、被面接者が当該評価方法に即した対応策を採ることなどにより、被面接者に対する適切な評価を妨げ、適正な採用に支障が生じるなど、公平かつ円滑な採用選考の実施及び人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、当該部分は、法14条7号柱書き及び同号ニに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 「選考結果一覧」の審査請求人自身の筆記試験得点、「筆記試験」欄の欄名の不開示部分及び「筆記試験問題」については、試験問題、解答欄の内容、採点結果及びその合格基準を開示することで、滋賀労働局に対し、開示された答案の解答欄に係る採点及び合否の当否等に関する質問、照会、苦情等を行う件数が増加すると予想され、それぞれの有する業務に支障が生じるおそれがある。また当該部分を開示した場合、これが広く流布し、これまで公表していなかった試験内容が推測され、これに対応する受験対策を図ることが可能となり、受験者の能力を見極める試験本来の意義が損なわれ、当該試験に係る正確な事実の把握が困難となり、適正な採用に支障が生じるなど、公平かつ円滑な採用選考の実施及び人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、当該部分は、法14条7号柱書き及び同号ニに該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 「選考結果一覧」の請求人自身の結果欄について、結果欄には合否のみではなく合格者の順位も記載されるため、これを開示した場合、自身の評価に関する質問、照会、苦情等を行う件数が増加することが予想され、これにより、応募者との無用な摩擦をさけるため面接、筆記試験の公正な採点に支障が生じるなど、公平かつ円滑な採用選考の実施及び人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、当該部分は、法14条7号柱書き及び同号ニに該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 「質問項目・評価表」の「総合計」欄の上方の不開示部分については、非常勤職員の採用に当たっての応募書類、面接の評価における評価の着眼点が明らかとなり、これが広く流布した場合、受験者に対し無用の混乱を生じさせ、また、受験者が当該評価方法に即した対応策を採ることなどにより、受験者に対する適切な評価を妨げ、適正な採用に支障が生じるなど、公平かつ円滑な採用選考の実施及び人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、当該

部分は、法14条7号柱書き及び同号ニに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で「審査請求人自身の面接結果、筆記試験等の結果・評価については開示されるべき」旨主張しているが、不開示情報該当性については、上記(2)で述べたとおりであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報については、不開示とする根拠条項として法14条7号ニを追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年11月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 令和4年11月1日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月9日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月24日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑦ 同年12月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、不開示部分に係る法の適用条項を法14条2号並びに7号柱書き及びニとした上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

通番4は、「選考結果一覧」の「結果」欄の記載であり、審査請求人に係る職業相談員の選考結果が端的に記載されている。

諮問庁は、上記第3の3(2)イ(エ)において、「結果」欄には、合否のみではなく合格者の順位も記載されるため、これを開示した場合、自身の評価に関する質問、照会、苦情等を行う件数が増加することが予

想され、これにより、応募者との無用な摩擦を避けるため面接及び筆記試験の公正な採点に支障が生じるなど、公平かつ円滑な採用選考の実施及び人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

しかしながら、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認を求めさせたところによると、原処分時点では、既に滋賀労働局から審査請求人宛てに選考結果に係る通知を郵送しており、同人には採用・不採用の結果が伝わっているとのことである。また、当審査会において見分したところ、当該部分には、上記諮問庁が説明するような合否以外の情報が記載されているものとは認められない。このため、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、公共職業安定所における職業相談員の公平かつ円滑な採用選考に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性について

通番1は、職業相談員の選考試験に関する審査請求人以外の応募者の氏名、面接結果、筆記試験結果及び選考結果に関する情報について、その応募者ごとに1行に整理して記録されているものであり、行ごとに審査請求人以外の応募者を本人とする保有個人情報であると認められる。

諮問庁は、当該部分は法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当であるとしているが、当該部分は、審査請求人以外の応募者に関する情報であり、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

イ 法14条7号柱書き及びニ該当性について

(ア) 通番2，通番5，通番8及び通番10

当該部分は、「選考結果一覧」の「面接結果」欄の記載及び同欄の欄名の一部、「質問項目・評価表」の「評価」，「回答（メモ）」及び「総合計」の各欄の記載並びに「総合計」欄の左横の不開示部分であり、面接官の審査請求人に対する質問事項ごとの評価及び回答メモ，コメント，評価点並びに面接評価の合格基準が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、面接官が、応募者との無用な摩

擦を避けるため、率直な記載をちゅうちょするなどにより、公正な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3(2)イ(ア)の諮問庁の説明については、面接官の氏名が原処分において開示されていることを勘案すると、否定できず、公共職業安定所における職業相談員の公平かつ円滑な採用選考に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番9及び通番11

当該部分は、「質問項目・評価表」の「質問事項」欄の記載及び応募書類や面接の評価における着眼点等の記載であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、原処分において開示されている各「評定項目」欄と関連して非常勤職員の採用に当たっての評価方法の一端が明らかとなるなど、これが広く流布した場合、被面接者に対し無用の混乱を生じさせ、また、被面接者が当該評価方法に即した対応策を採ることなどにより、被面接者に対する適切な評価を妨げ、公平かつ円滑な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3(2)イ(イ)及び(オ)の諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番3、通番6及び通番7

当該部分は、「選考結果一覧」の「筆記試験」欄の記載、同欄の欄名の一部及び「筆記試験問題」である。

当該部分は、審査請求人に係る筆記試験の得点、筆記試験の問題文、審査請求人の解答及び採点者の評価に関する記載並びに筆記試験の合格基準が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、滋賀労働局に対し、応募者から、解答に係る採点や合否との関係に係る質問、照会、苦情等の件数が増加し、これらの組織の業務に支障を生じ、また、これまで公表していなかった試験内容が推測され、これに対する受験対策を図ることが可能となり、応募者の能力を見極める試験本来の意義が損なわれることにより、公平かつ円滑な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3(2)イ(ウ)の諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法1

4条7号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条2号並びに7号柱書き及びニに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同号柱書きに該当すると認められるので、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書名	2 原処分における不開示部分			3 2 欄のうち開示すべき部分
	該当部分	法 1 4 条各号 該当性	通番	
選考結果一覧	審査請求人以外の応募者に係る「面接結果」, 「筆記試験」及び「結果」の各欄	2号	1	—
	審査請求人に係る「面接結果」欄	7号柱書き及びニ	2	—
	審査請求人に係る「筆記試験」欄	7号柱書き及びニ	3	—
	審査請求人に係る「結果」欄	7号柱書き及びニ	4	全て
	「面接結果」欄の欄名の一部	7号柱書き及びニ	5	—
	「筆記試験」欄の欄名の一部	7号柱書き及びニ	6	—
筆記試験問題	全て（標題及び審査請求人の氏名を除く。）	7号柱書き及びニ	7	—
質問項目・評価表	「評価」, 「回答（メモ）」及び「総合計」の各欄	7号柱書き及びニ	8	—
	「質問事項」欄	7号柱書き及びニ	9	—
	「総合計」欄の左横の不開示部分	7号柱書き及びニ	10	—
	「総合計」欄の上方の不開示部分	7号柱書き及びニ	11	—

注 本表は、理由説明書等の記載に基づき、当審査会事務局において作成した。